

# 黒川地域行政事務組合議会会議録

令和4年4月26日 第3回臨時会

黒川地域行政事務組合

第3回黒川地域行政事務組合（臨時会）

---

令和4年4月26日（火曜日）

---

出席議員（15名）

1番	吉田耕大君	2番	佐藤牧君
3番	菊池美穂君	4番	畑山和晴君
5番	渡辺良雄君	6番	石川敏君
7番	佐々木春樹君	9番	大友三男君
10番	金子透君	11番	高橋正俊君
12番	千坂裕春君	13番	門間浩宇君
14番	藤巻博史君	15番	和賀直義君
16番	犬飼克子君		

---

欠席議員（1名）

8番 遠藤昌一君

---

地方自治法第121条による説明のための出席者

理事長	浅野元君
理事	田中学君
理事	若生裕俊君
理事	萩原達雄君
代表監査委員	佐々木修君
助役	鎌田節夫君
総務課長	明石良孝君
財政課長 会計管理者	日野正樹君
財政課参事	石川勉君
財政課副参事	碓井豪君
業務課長	田中孝幸君

業務課参事	佐藤初雄君
消防本部消防長	跡部信一君
消防本部次長	高橋正君
消防本部総務課長	山家貴広君

---

職務のため議場に参加した職員

総務課係長	寺嶋千佳君
総務課主任	野口綾君

---

議事日程

令和4年4月26日(火曜日)	午前10時00分	開会
第1	会議録署名議員の指名	4頁
第2	会期の決定について	4頁
第3	議案第15号	5頁
第4	議案第16号	6頁
第5	議案第17号	7頁
	午前10時21分	閉会

---

本日の会議に付された事件

- 議案第15号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第16号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第17号 消防救助工作車の取得について

午前10時00分 開会

○議長（犬飼克子君） 皆さん、おはようございます。

定刻でございますので、会議を開かせていただきます。

改めまして、皆様、おはようございます。

開会に先立ちましてお知らせいたします。

本日もこれまでの議会に引き続き、新型コロナウイルス感染症予防対策に基づき審議を行います。執行部において出席者を制限しているほか、議場の扉を開放し、60分ごとに10分の休憩を取りながら審議を行いますのでよろしくお願いいたします。

会議の前に、新たに異動があった執行部職員の紹介を総務課長よりさせます。総務課長明石良孝君。

○総務課長（明石良孝君） それでは、4月の人事異動によりまして新体制となりましたので、所属、役職に異動がありました職員を御紹介申し上げます。

初めに、議員の皆様から向かって左側でございます。富谷市より派遣の財政課長、日野正樹です。

○財政課長（日野正樹君） 日野でございます。よろしくお願いいたします。

○総務課長（明石良孝君） 財政課参事、再任用となります石川 勉です。

○財政課参事（石川 勉君） 消防本部では大変お世話さまでございました。今後ともよろしくお願い申し上げます。

○総務課長（明石良孝君） 次に、向かって右側でございます。業務課長、田中孝幸です。

○業務課長（田中孝幸君） 田中でございます。よろしくお願いいたします。

○総務課長（明石良孝君） 業務課参事、再任用となります佐藤初雄です。

○業務課参事（佐藤初雄君） 引き続きよろしくお願いいたします。

○総務課長（明石良孝君） 次に、消防本部職員でございます。

消防長、跡部信一です。

○消防本部消防長（跡部信一君） 跡部でございます。よろしくお願い致します。

○総務課長（明石良孝君） 消防本部総務課長、山家貴広です。

○消防本部総務課長（山家貴広君） 山家でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○総務課長（明石良孝君） 職員の紹介は以上でございます。

○議長（犬飼克子君） 遠藤昌一君より欠席の届出があります。

それでは、ただいまの出席議員は15人です。

令和4年第3回黒川地域行政事務組合議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程については、お手元に配付のとおりです。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（犬飼克子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、5番渡辺良雄君、6番石川 敏君を指名します。

---

#### 日程第2 会期の決定について

○議長（犬飼克子君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は、会議前に開催されました議会運営協議会における協議結果を受け、本日1日間としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（犬飼克子君） 御異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日1日間に決定いたしました。

理事長より提出議案の説明を含め挨拶を求めます。理事長浅野 元君。

○理事長（浅野 元君） 皆さん、おはようございます。

臨時議会に当たりまして、御挨拶を申し上げます。

本日ここに、令和4年第3回黒川地域行政事務組合議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、公私ともに御多用中にもかかわらず御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

初めに、令和4年3月16日に発生いたしました福島県沖を震源とする地震により、被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。行政事務組合の各施設におきましても一部被害が発生したものの、通常どおり稼働しておりますので御報告申し上げます。

なお、本日開催をお願いしております議会全員協議会で施設の被害状況につきまして御説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、本日提出いたしております議案につきまして概要を御説明申し上げます。

初めに、議案第15号は、令和3年人事院勧告に準じ、特別職の期末手当の支給月数を改正するた

め、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正するものでございます。

議案第16号は、同じく人事院勧告に準じ、一般職の期末手当の支給月数を改正するため、職員の給与に関する条例の一部を改正するものでございます。

議案第17号は、消防救助工作車の取得につきまして議決をお願いするものでございます。

以上が今回提出しております議案の概要でございます。何とぞ慎重に御審議をいただきまして、御可決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。挨拶といたしたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

---

日程第3 議案第15号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

○議長（犬飼克子君） 日程第3、議案第15号特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。総務課長明石良孝君。

○総務課長（明石良孝君） それでは、議案第15号について御説明いたします。

議案書の1ページ、それから別冊の条例議案新旧対照表の1ページを併せて御覧願います。

議案第15号特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例でございます。

このことにつきましては、令和3年の人事院勧告に基づく国家公務員の給与の取扱いに準じた形で特別職の6月、12月の期末手当の支給率を100分の167.5から100分の162.5に引き下げる改正をしようとするものでございます。

附則にまいりまして、第1項は施行期日を定めるもので、公布の日からとするものでございます。第2項は特例措置を定めるもので、令和4年6月に支給する期末手当の額から、令和3年12月に支給された期末手当の額に167.5分の10を乗じて得た額を減じて支給しようとするものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（犬飼克子君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより、日程第3、議案第15号特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。議案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（犬飼克子君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第4 議案第16号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長（犬飼克子君） 日程第4、議案第16号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。総務課長明石良孝君。

○総務課長（明石良孝君） それでは、議案第16号について御説明いたします。

議案書の2ページ、それから別冊の条例議案新旧対照表につきましても2ページとなりますので併せて御覧願います。

議案第16号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。

このことにつきましては、先ほどの特別職と同様に、人事院勧告に基づく国家公務員の給与の取扱いに準じた形で一般職の6月、12月の期末手当の支給率を100分の127.5から100分の120に改正しようとするものでございます。また、再任用職員につきましては100分の72.5から100分の67.5に改正しようとするものでございます。

附則にまいりまして、第1項は施行期日を定めるもので、公布の日からとするものでございます。第2項は特例措置を定めるもので、こちらも令和4年6月に支給する期末手当の額から、令和3年12月に支給された期末手当の額に再任用以外の一般職は127.5分の15を乗じて得た額を、再任用職員は72.5分の10を乗じて得た額をそれぞれ減じて支給しようとするものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（犬飼克子君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより、日程第4、議案第16号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（犬飼克子君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第5 議案第17号 消防救助工作車の取得について

○議長（犬飼克子君） 日程第5、議案第17号消防救助工作車の取得についてを議題といたします。

朗読を省略し、内容の説明を求めます。財政課副参事碓井 豪君。

○財政課副参事（碓井 豪君） それでは、議案書4ページと併せまして議案説明資料議案第17号関係1ページをお開き願います。

議案第17号消防救助工作車の取得について提案理由の説明を申し上げます。

財産を取得することについて、地方自治法第96条第1項第8号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

取得する財産は、消防救助活動用車両の救助工作車1台です。取得の方法でありますが、条件付一般競争入札。取得の財産の価格でありますが、1億3,750万円消費税込みでございます。契約の相手方は、仙台市青葉区にございます日本機械工業株式会社仙台営業所でございます。

入札につきましては、入札公告した結果5者の参加申請があり、参加資格を確認し、4月8日1時30分より入札執行したところ、最低の金額で入札いたしました日本機械工業株式会社仙台営業所が落札したものでございます。救助工作車の完成につきましては、令和5年8月までとなっております。

入札の結果につきましては、議案説明資料1ページに記載してございます。

消防救助工作車用車両の詳細につきましては、議案説明資料2ページを御覧願います。

写真でありますが、今回取得します救助工作車のイメージ写真になっております。

日程第5、議案第17号の財産の取得についての説明は以上となります。

○議長（犬飼克子君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。11番高橋正俊君。

○11番（高橋正俊君） まずはこの日本機械工業株式会社仙台営業所ですけれども、住所を見ると仙台の一番町なんですけれども、この車を導入した場合にメンテナンスとかいろいろ修理とか、専門的な修理が発生すると思うんですが、その辺の対策はどのように考えているのか質問いたします。

○議長（犬飼克子君） 消防次長高橋 正君。

○消防本部次長（高橋 正君） ただいまの御質問についてお答えいたします。

議員さんのおっしゃるとおり営業所の事務所は仙台市となっておりますが、技術者、エンジニア等の方については直接自宅なり最寄りの場所から当消防で指定した場所のほうに赴いていただきまして、緊急修繕とかに対応していただく形となっております。

以上でございます。

○議長（犬飼克子君） 高橋正俊君。

○11番（高橋正俊君） それでは関連して、議長、質問したいんですけども、お願いしたいんですけども。私、前にも今使っている工作車の処分について質問したんですけども、栗原の救急車、こういう車両を処分する資料をちょっと私手に入れたので皆さんにお配りしたいんですが、ぜひお願いをしたいと思います。

○議長（犬飼克子君） 許可いたします。

○11番（高橋正俊君） 事務局でお願いします。

○議長（犬飼克子君） 高橋正俊君。

○11番（高橋正俊君） ぜひこれを参考にして、まだ時間あると思うので、納車になるまで、いい処分の方法をしていただきたいというふうに思いますが、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（犬飼克子君） 消防長跡部信一君。

○消防本部消防長（跡部信一君） ただいま議員からの質問に対してお答えさせていただきます。

来年の8月、更新時期でございますので、それまでの間に関係機関、組合事務所等々といろいろ相談させていただいて、一番いい方法で進めさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（犬飼克子君） いいですか。ほかにございませんか。7番佐々木春樹君。

○7番（佐々木春樹君） 財産の購入なんですけれども、まず、この工作車は耐用年数というのほどのぐらいになっているものなんでしょうか。

○議長（犬飼克子君） 消防次長高橋 正君。

○消防本部次長（高橋 正君） ただいまの御質問についてお答えします。

救助工作車は当消防では特殊車両という部類に該当しまして、17年という設定をさせていただいております。参考までに県内の各消防本部にも以前確認を取ったところ、15年から最大でも20年という耐用年数で設定しているという情報でございます。

以上でございます。

○議長（犬飼克子君） 佐々木春樹君。

○7番（佐々木春樹君） なかなか長い耐用年数なので、今の工作車を購入する際に関わっていないとか分からないわけなんですけれども、今、次に更新していかなければいけないこういう高額な車両というんですか、今どのくらいあるんでしょうか。耐用年数を過ぎている工作車なり救急車なり、どのくらいあるものなんでしょうか。

○議長（犬飼克子君） 消防次長高橋 正君。

○消防本部次長（高橋 正君） ただいまの御質問についてお答えいたします。

救助工作車の更新の次に関しては、大郷出張所に配置しております高規格の救急車となります。また、その次の年については黒川消防署に配置しております消防ポンプ自動車となっております。

事業費については、高規格救急車につきましては3,500万円から4,000万円ぐらいの見積りということで、水を積載していない消防ポンプ車については4,000万円前後と想定しております。

以上でございます。

○議長（犬飼克子君） よろしいですか。ほかに。15番和賀直義君。

○15番（和賀直義君） 現行の工作車よりも優れている点というものは。示していただきたいですが。

○議長（犬飼克子君） 消防次長高橋 正君。

○消防本部次長（高橋 正君） ただいまの質問についてお答えしますが、ベース車両自体は現状の車両とほぼ同じような仕様となっております。ただ、積載する救助資機材につきまして、油圧救助器具であったりそういう類いの部分については、現状使用している資機材よりは数段性能が上がって時間的な短縮も見込まれると思っておりますのでございます。

以上です。

○議長（犬飼克子君） 和賀直義君。

○15番（和賀直義君） クレーンとかのウインチなんかというのは、重量というのは同じなんですか。能力というか。

○議長（犬飼克子君） 消防次長高橋 正君。

○消防本部次長（高橋 正君） 車上に設置しておりますクレーンにつきましては2.9トン対応、また、フロントウインチ、ワイヤー式のウインチでございますが、これについても5トン対応ということで現状の仕様とほぼ同じとなっております。

以上でございます。

○議長（犬飼克子君） よろしいですか。ほかにありませんか。（「なし」の声あり）

ないようですので、これより討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより、日程第5、議案第17号消防救助工作車の取得についてを採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（犬飼克子君） 起立全員です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これをもって、本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。令和4年第3回黒川地域行政事務組合議会臨時会を閉会いたします。

午前10時21分 閉会

以上、上記会議の顛末を記載し、その正当なることを証するため署名する。

令和4年4月26日

黒川地域行政事務組合議会

議 長                    犬 飼 克 子

署名議員                渡 辺 良 雄

署名議員                石 川            敏